総務委員会

令和元年12月17日(火) 午前11時47分~午後0時25分 議会第1会議室

【出 席 委 員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、 久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、 平原嘉德委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・地 域 振 興 部 古賀地域振興部長 ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○松永幹哉委員長

それでは、これより総務委員会を開催します。

第99号議案に関する現地視察、大変お疲れさまでございました。

それでは、きのうの資料請求があっておりました、富士山村広場の利用料金ですね、これもサイドブックスのほうにデータとして上がっておりますので、御参照ください。

それでは、現地視察に伴って委員の皆様から御質疑等をお受けいたします。

○松永憲明委員

1つは、山村広場の東側の高台の広場の件なんですけれども、そこをどういうように使うのかということについては、観客者も大勢来られることも想定するということも考えて、何らかの手だてを講じるべきではないかと思います。

また、食事をする場所とかなんかも必要になってくる可能性が当然あると思いますので、 そういったことをもろもろ検討して、早急な対応を求めたいなと思っております。

古湯キャンプについてはまた後で申し上げます。

○松永幹哉委員長答弁を求めますか。

○松永憲明委員

お願いします。どういうふうな考え方をされているのか。

○松永幹哉委員長

高台のところ、駐車場にするか何にするかまだ今後の検討と言っていた場所です――の 考え方。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

忠魂碑のところのですね。あそこはごらんになったとおり、見晴らしがよかったもんで、 手前に柵をして見学できるようにしたいと思っております。

○松永憲明委員

そうすると、下の植栽が、立ち木がちょっと邪魔になっているわけでありまして、あれ はどうかせんといかんなと思うんですけれども、あれはそのままにしとくんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

そのあたりはまた再度検討させてください。

○古賀地域振興部長

立ち木といいますか、植栽の部分は、地元の方とお話をして、残す残さないも決めたもんですから、それも含めてちょっと検討したいと思います。以上です。

○白倉委員

残す残さないも含めて、結果残したわけですよね。だけれども、あそこをもし、先ほど言われたように、観客席にするなら絶対的に邪魔でしょう。だから、もう一回、再度地元と協議すると、切ってもいいかどうか。もう切らないと観客席になりませんもんね、どっちにしても。それはオーケーなんですね、地元との、そこのところを。

○古賀地域振興部長

地元と協議して残したということですので、もし切るということであれば、地元の了解 を得なければいけないという意味で申し上げました。

○白倉委員

あそこの入り口の間口は、まだこれから検討されるんですか。バスなんかはぎりぎりで、 合宿者はバスの移動になるでしょうから、それが1点と、それと50台の駐車場に行ってみ たら、例えば、近場のというか、県内の人なんかで応援者、保護者なんかの応援者は乗用 車で来ることも多いと思うんですが、あれでスペース的には大丈夫なんですか。駐車場。

○古賀地域振興部長

基本的にあそこのグラウンドは合宿事業のコンテンツとして使おうと考えております。 当然宿泊先は富士小跡になります、佐賀古湯キャンプのほうにですね。あちらに70台の駐車スペースがございます。あそこから乗り合いで輸送すると。マイクロバスとか、そういうのであちらに移動させるということですので、それを考えると、何とか足りるのかなと思っています。

唯一、ちょっと懸念をしているのは、佐賀市の、例えばサッカー協会主催の何か大会とかをしたときに、そういう事態が起こると思いますので、そこはちょっと検討したいと思います。

ちなみに、今あそこで入らない場合は、東側とかにも駐車をされています。それと、高 台のところに駐車をされているという状況でございます。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

間口はあれで七、八メートルございますので、大型バスも曲がることは可能かと考えて おります。

○村岡副委員長

見学させていただいて、広大な敷地でプレーする環境としてはいいのかなというふうに思うんですけど、やはり皆さんの御意見でも出ていましたけれども、夏場とかいうと、どうしても日を遮るのがないので、今、熱中症のこととか、やはりスポーツとは切っても切り離せないので、そういう部分とか、西岡真一委員とかもおっしゃっていたAEDとか、そういったものを備えようと思うと、やはり、ちょっとした管理棟というか、レストハウスというか、簡易なものであってもやっぱりちょっとあったほうがいいかなというふうに思います。

それと、ほかの施設との競合の上で、あそこのグラウンドが使えるということを選んでもらう要件とするんであれば、あそこをもう少し充実させることが合宿誘致につながってくるのかなという考えもありますので、そういったのが必要じゃないかなというふうに思うんですけど、その点についてお考え、今のところどうですか。

○古賀地域振興部長

ひさしとかについては我々もちょっと検討をいたしました。今あそこの人工芝が原材料費で入札をかけて、約6割弱で入札、落札されております。約5,500万円ほど入札残が出ておりましたので、それをどうするかということを検討したんですけれども、ちょっと工期が年度内に間に合うかというところと、あと、1回ちょっと見積もりをとったんですけれども、相当な費用がかかりそうでした。大体あそこが使うとしたら、宿泊者の定員からしてもやっぱり100名を超えることがあるだろうということで、ひさしも長さ21メートルのを2つぐらい用意しないと、それでも80人とか100人ぐらいかなと。そこにコンクリートを打って、そこで休憩したり、あと食事をしたりとかいうふうなのができないかなと思ったんですけど、ちょっとざっくりした見積もりでも2,000万円弱はかかるということで、それで発注してしまうと、もう少し詰めたほうがいいのかなと思いました。普通のカーポートと比べると相当な費用ですので、もう少し利用状況も見て、どうしても必要ということであれば改めて予算を計上して議会に諮ろうかなというふうに思っていました。

ただ、何らかの日よけは要るので、簡易テント、結構大き目の今簡単に立ち上がる折り 畳みのテントがございますので、それを何基必要かというのは、まあ10基ぐらい用意した ら、恐らくかなりの人数は対応できると思うんですけれども、そういったので何か代用で きないかというのを今考えているところでございます。

○村岡副委員長

高木瀬のサッカー・ラグビー場に、いわゆるグラウンドの外側に、2段か3段ぐらいの間隔でひさしがつくような感じの、ああいった形のやつでもそれぐらいの金額になりそうな

んですか。

○古賀地域振興部長

あそこが、たしか基礎をして、おっしゃるとおり2段の、ちょっとスタンドのような形になっていまして、長さが十五、六メートルのが2つ、1つのコートにございます。

日よけとしては、布を何かカーテンみたいにして引くやつが10メートルずつ用意はされていました、日よけとしてですね。ただ、一番お金がかかるのがやっぱり基礎の部分とか、そういう部分ですので、どうしても費用はカーポートレベルのやつでも、6メートルか7メートルのを4基とか5基用意すると、1,000万円を超えるというふうな業者からの見積もりでしたんで、それぐらいかそれ以上、高木瀬の分もかかると思います。

○村岡副委員長

先ほども言いましたけれども、やはり古湯キャンプを利用していただく目玉としてのグラウンドの価値というのは、やっぱり中途半端なところだとかえってもったいないと思いますので、その点のところ、当然検討はしていただけるかと思うんですけれども、その辺しっかり考えのほうをまとめていただければなというふうに思います。

○白倉委員

今、意見を言われたんですけれども、やはりAEDなんかは絶対備えていないとだめなんでしょう。恐らくスポーツ、備えているほうがいいですよね。それもあるし、何かのときにけがとか、気分もそうですが、外的なけがなんかもしたときに、レストハウスとさっき言われましたけれども、一時、例えば極端な話ですね、救急車が来るまでそこに、日陰といいますか、そこにあれしてとか、そういうのは絶対私は必要だと思うんですけれどもね。予算はもちろんでしょうけれども、そういうのはグラウンドには絶対必要不可欠だと思っているんですね。ですから、ぜひぜひ検討していただきたい。

そのグラウンドにしても、今のところ、例えば監督ベンチとか、普通兼ねたりするんで すけれども、そういうのも全く考えていないんですね。

そのグラウンドのベンチといいますか、日よけ、それはそれとしても、それとは別にあ そこログハウス調のトイレがございましたよね。そういうふうな感じで、何か囲いのつい たようなところで、一時応急手当てができるようなところといいますか、それは必要だと 私は思うんですけどね。何にもないというのはちょっとね。いかがですか。先ほど言われ ましたけど、そこは積極的に検討しますか何か、必要と思いますぐらいの答弁をいただき たいんですがね。

○古賀地域振興部長

白倉委員おっしゃるとおり、我々もあるにこしたことはないと思っております。ただ、 やっぱり財政的なものが一番ネックとなっておりまして、いかに安くていいものを設置し たほうがいいかというので、そこは日よけもそうですけれども、検討をしたいと思います。 そういう意見があったというのは当然執行部のほうに持ち帰って、どういう対策をとるか というのは検討させていただきたいと思います。

○松永憲明委員

先ほどの話だと、簡易テントを10基ほどというような話もあっておりますんで、当面は そういった方向で実施されるとして、状況を見て判断は当然していかなくちゃならないだ ろうと思います。

トイレの右側の立ち木のところで我々は休憩をとったり、ずっと今までやってきとった わけですね、ひさしが少しでもあるところでということで。ですから、簡易テントあたり を早急に準備して、そして状況を見ながら、今言われたことを前向きに検討いただきたい なと思うところですけれども、いかがですか。

○古賀地域振興部長

テントがどれぐらいあったらいいのかというのと、あと、利用状況を見て、もしかしたら持ってこられるチームといいますか、利用者もおられるかもわかりませんので、その辺の利用状況も見て、最終的にどういう判断をするかというのをまた議会のほうに御報告をしたいと思っております。

○松永幹哉委員長

それでは、富士の地域振興センターのほうの視察後の皆様の質疑等がありましたら。

○松永憲明委員

まず、下の駐車場の入り口が大型バスは、あれは非常に入りにくいと思いますので、あ と2メートルぐらい広げたほうがよいというふうに思うんですけれども、そこら辺はどう いうふうに考えられていますか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

大型バスで来ていただいたお客さんには支所の駐車場を御利用いただこうかと思っております。

○松永憲明委員

それじゃ、マイクロバスはオーケーということなんですか。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

はい、マイクロバスはオーケーです。

○松永憲明委員

それから、プールを埋めてしまって、プールに行く階段のところが残っていたんですけれども、ちょっと出っ張りがあったりして、ちょっとどうかなというふうに思ったんですよ。といいますのは、芝を今ちょっと植えてありますけれども、あそこでいろんなイベントがあるということを想定したときに、ひっかかってひっくり返ったり、頭を打ってしまうという可能性が多分にあるなというふうに私は見てきたんですよ。ですから、あのところは、どうしてああいうふうな形にして残されたのか、外観的に、デザイン的にということなのか知りませんけれども、そこら辺のけが防止対策という観点から、あれでいいのか

どうか、どういうふうにお考えなのか、それをお尋ねしたいと思います。

○建築住宅課職員

あそこのプールの入り口につきましては、いろいろ検討はしたんですけれども、目的としては、あそこの学校のプールという印象を残すというのが最終的な目的で、それプラスあそこの出っ張りを残したことについては、そこからすとんと落ちてしまうことについては危険性が伴うんですけれども、逆にあそこに車椅子の方だったり、足の不自由な方も行けるという想定であそこのスロープをつくりましたので、逆に転落防止という意味で出っ張りを残したという経緯がございます。

○松永憲明委員

車椅子の方が行けるということを想定してと言われるけれども、本当に行けるの。階段 を行けるようにしてあるわけ。上のほうからはそれは行けると思いますが、下からは行け ないでしょう。行けますか。

○建築住宅課職員

駐車場側から直接は行くことができないんですけれども、施設を利用する方はスロープとエレベーターを使って建物の中に入って、そして全ての動線につきましては、上からでしたらどんな方でも御利用できるということで計画をしております。

○平原委員

視察ありがとうございました。施設の中を見させていただいたんですが、今、車椅子の 方も利用できるということを聞いたんですけれども、体育館のほうには特段のスロープと かなかったようなんですけど、車椅子で体育館の中に入れるようになっているのか。

また、そして、例えば車椅子のバスケットの方だとかが使用した場合に、トイレに段差があったんですけど、その方々はそこの附属しているトイレは使えないわけですよね。その辺どうなんですかね。

○地域政策課職員

きょう見ていただいたところが、北側から入っていただいた出入り口から見ていただいたと思うんですけれども、西側のほうにスロープを取りつけておりまして、西側のほうから車椅子、体育館のほうに出入りができるようになっております。ちょうど裏側のほうですね。ちょっと見えなかったところです。プールの反対側のほうになります。そちらのほうからおりて、校舎のほうについているトイレのほうまではスロープでおりれるようになっておりますので、そちらのほうから出入りして、お手洗いのほうは車椅子の方が使っていただけるように設計をしているところです。

○白倉委員

屋内運動場ですね。まず、屋内運動場は全面1時間につき3,000円というふうに、値段は 一応ついているんですけれども、ここ自体の使い方ですね。地域開放みたいな、最初私た ちはずっと説明を受けてきていたんですけど、どういうふうな使い方をされるんですか、

屋内運動場に関しては。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

合宿された人たちが使うイメージを持っておりまして、今、基本的にダンスとか吹奏楽 とかの合宿とかもあっておりますので、そのあたりの方に使っていただきたいということ と、あと雨天時のサッカーで、人工芝でできないときの代替の場所として、屋内運動場を 想定しております。

○白倉委員

それは違うんじゃないですか。ここの学校跡地をどうやって利活用するかといったときのコンセプトといいますか、きれいにカラー刷りのやつをつくっていらっしゃいましたでしょう。そのときに屋内運動場なんかに関しては、特に地域の人のレクリエーションとかフォークダンスとか、いろいろとイベントにも使ってもらうというふうに書いてありましたよ。合宿が対象の屋内運動場じゃなくて、地域に開放するような、両方ですけど、今はちょっとその言葉が全然出なかったのでね。

○古賀地域振興部長

白倉委員おっしゃるように、あそこは合宿所のコンテンツの一つでもありますけれども、 もともとの事業のコンセプトが地域振興なので、山村広場と同じように、地元の行事とか あった場合には、合宿利用者と同じように優先に予約ができるような形をとろうと考えて おります。

○白倉委員

地元の人が優先して使えるようなあれということですが、その場合は、例えばここに書いてある全面、1時間3,000円とか、そういうのは関係ないんですね、地元の人が使うときはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。山村広場もそうですけど。もう一般的には市内……

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

地域振興部8の資料をきのう棚入れさせていただいていますけど、ここの屋内運動場の 一番右側の市内の日帰りの利用の1時間1,600円になります。

○白倉委員

そしたら確認ですけれども、市内、もちろん地元の富士町の人も市内なんですけれども、 地元の富士町の人も市内料金ということで、有料で使うということですか、屋内運動場。 最初はちょっとそんな話なかったから。

○筒井地域振興部副部長兼地域政策課長

基本的に佐賀市の主催、この前、きのう優先予約の話をしたときに――あっ、お金のことか。お金は、有料で使っていただくということになります。

○白倉委員

要するに、条例制定ですので、そこのところしっかりと説明してくださいというふうに。

それで回答ですか。

○古賀地域振興部長

今、スポーツ施設、全市にありますけれども、例えば体協とかそういうところで予約されるときには減免措置がございます。それと同じような扱いで、貸したい、地元というか、恐らく体協とか自治会とかが借りられるということになると思うんですね、地域の行事となるとですね。同じような対応にしたいと思っております。

○白倉委員

といったら、市内料金じゃなくて、減免制度を適用するということですね。ほかの施設 と同じような条件でということですか。

○古賀地域振興部長

地元の行事というのは大体体協とか自治会、そういうのは、特にスポーツ施設で体協が借りる場合は半額減免とかになっているんですね、全市的に。そういう扱いになると思います。ただ、地元でそういう団体じゃない場合というのは、恐らく市内料金という形になると思います。それは一緒ですね、全市的に。

○白倉委員

そういうふうにして地域振興型で利活用してもらうというコンセプトがしっかりと屋内体育館にもあって、そうなったときに、きょうもちょっと改めて見せていただいたんですけれども、体育館のすぐ横にあるトイレですね。あれはやっぱりどうにかならないですかね。シャワールームをつくるために、男女に分かれていたのを一つつぶしてしまったんですね。ですから、こっちは奥に入って扉で仕切っているとはいえ、男女共用と言わざるを得んような形態なんですよね。かつ、狭い、もともと狭いですから、車椅子はとても無理だし、多目的トイレぐらいの広さのも一つ欲しいなというのが、トイレというのは生理現象なので、校舎のほうの向こうにありますとは言われていても、ちょっとやっぱりね、離れていますし、これ何とか。少なくとも女性トイレと男性トイレの入り口は、私は別にしないといけないと思うんですけれども。時代に逆行しているような気がするんですね。どうですかね。

○古賀地域振興部長

この御質問はたしか本会議でも白倉委員にいただいたと思います。そのときに申しましたとおり、一つはサインをきちっとするというのと、あと利用状況を見て、例えば、利用者の方からいろんな苦情とかそういうのが来た場合には、改めて検討をしたいというふうに言ったと思います。今もそれは考えは変わっておりません。

それと、男女共用というのが、今やっぱりコンビニエンスストアとかも入り口は一緒なんですね。中でトイレブースが分かれているというふうな形になっておりますんで、あそこも入り口は一緒ですけれども、中は、手前が男子トイレでトイレブースがついていて、壁があって扉をあけて奥の部屋に行ったら、また女子のトイレブースがさらにあるという

ことで、ある程度のプライバシーは保っているというふうに考えていますので、まず利用 状況を見させていただきたいというふうに思っております。

○白倉委員

シャワー室ができたからこういう状態になったんですけれども、本来、利用状況を見てとか苦情が出てとか、そういうことじゃなくて、やっぱりトイレというのは、きっちりと男女、もちろんコンビニにもそういうコンビニはありますよ。でも、入り口を、何というか、我々のところは公共施設じゃないですか。そうでしょう。公共施設においてのトイレの話を今しているわけですから、ぜひ積極的に検討していただきたいと思いますが、いかがですか。やっぱり苦情とか、いろいろ利用状況を見てにしかならないですか、検討するということは。前の総務委員会のときに検討するような意見は出てなかったんですか。

○古賀地域振興部長

前の総務委員会のときの話はちょっと、施工自体が総務部の財産活用課でやっておりましたので、ちょっとどういうふうな議論があったかというのは、私はちょっとその場に、全ての総務委員会の所管事務調査に入っていなかったので、どうだったかというのは言えないんですけれども、本会議で御質問をいただいたときには、私のほうがお答えをしたんですけれども、先ほどのようなお答えをしました。

やはり校舎のほうにもトイレがございますし、そこはバリアフリー化をしておりますので、そこの部分と、あと、今問題提起していただいているトイレの利用を見て、どういうふうな問題があるかというのを見きわめてから、必要であれば、やっぱりお金がかかることですので、検討したいというふうに思います。以上です。

○白倉委員

わかりました。ぜひしっかりと見きわめていただいて、検討していただくようにお願い しておきます。

○松永幹哉委員長

ほかには、いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑がないようですので、これで第99号議案の現地視察に対する質疑を終了します。

執行部の皆様、退席されて結構でございます。ありがとうございました。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

これで当委員会に付託されました議案の審査を終わり、採決に入りたいと思います。ただいまから採決を行います。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された議案について反対意見はございますか。 〇西岡真一委員 反対意見じゃないですけれども、ちょっと意見を言わせていただきたいんですけれども、 先ほどの部長の答弁ですけれども、トイレの改修に関して、利用状況を見てということは、 白倉委員も指摘しておりましたけれども、公共施設をつくる者の姿勢としては、ちょっと いかがなもんかと思います。あえて反対までは申しませんけれども、これはちょっと意見 として言わせていただきたいと思います。

私は今の答弁を聞いて、できることならもうちょっと何とかできないのかと言いたいところだったですけれども、ちょっと抑えました。あれは以前から議会でも指摘されたことに対して、対応が執行部としては非常に不誠実なのではないかと思います。トイレをつくるというのは、何といいますかね、男女別のトイレをしかもすぐ使えるように用意しておくということは当然のことですし、それを私は総務の所管事務調査におりませんでしたのでといったような答弁は、行政の人間としてはあるまじきものだと思います。私はその場にいませんでしたので知りませんというのはちょっとあるまじきものだと思います。

○松永幹哉委員長

含めて、委員長報告等に組み込みたいと思いますので、採決のほうに入りますんで、よ ろしいでしょうか。

反対意見はないようなので、第95号議案、第99号、第100号、第106号、第108号及び第112号から第114号議案について一括して簡易採決により採決を行いたいと思いますが、御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしとのことで、そのように採決を行います。

お諮りいたします。当委員会に付託された第95号、第99号、第100号、第106号、第108号及び第112号から第114号議案について、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の議案は可決すべきものと決定いたしました。 以上で当委員会の採決を終了いたします。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(「委員長、副委員長に一任いたします」と呼ぶ者あり)

一任という話が出ておりますので、そのようにさせていただきます。

(「報告するかしないかを一任」「いや、中身も」と呼ぶ者あり)

報告するということで決定し、内容については正副委員長で。

○白倉委員

ぜひ、先ほどから出ている意見のトイレの部分ですね。まして、言われましたけれども、コンビニを引き合いに出して答弁されたときは、本当にはらわたが煮えくり返る。公共施設じゃないですかというのを認識がないのかなというふうな。ですから、ここの部分に関してはぜひ報告の中に入れていただきたく思います。

○松永幹哉委員長

では、そのように正副委員長で行っていきます。

次に、お手元の議会報告会の資料について説明いたします。

サイドブックスの常任委員会、総務のその他のところに令和元年度の佐賀市議会報告会、 市民との意見交換会で出された意見・要望というと、執行部回答のうち、総務委員会に関 係するものを抜粋したものですけれども、それを載せております。

委員の皆様におかれましては、内容を確認していただき、今後、議案審議の参考にしていただくとともに、委員会として取り上げたほうがよいと思われる事項があれば、後日で結構ですので、正副委員長まで連絡をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

(「上がっていないです」と呼ぶ者あり)

そしたら、本日中に総務の04その他に入れておきます。

正副委員長用のホルダーに入れてしまっているということで、総務のその他に議会報告 会の報告を入れておきますので、きょうじゅうに入れておきます。

先ほど言いましたように、委員会で取り上げたほうがいいという案件については、御連絡をください。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴い、委員会における字句、数字、その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録の字句、数字、その他の整理については委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、委員長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして総務委員会を終了します。